

鳩山町
弾道ミサイル攻撃への
初動対処マニュアル

令和8年2月

目次

第1章 総則	3
第1 マニュアルの目的	3
第2 マニュアルの位置付け	3
第3 マニュアルの対象範囲	3
第4 Jアラート発出前（フェーズ0）の対応	3
第2章 初動対処	4
第1 ミサイル発射情報受信直後からミサイル落下まで	6
(1) 基本的な考え方	6
(2) 勤務時間内の場合の対応内容	6
(3) 勤務時間外の場合の対応内容	12
第2 ミサイル落下直後から被害確認まで	13
(1) 基本的な考え方	13
(2) 対応内容	13
第3 ミサイル落下に伴う被害確認後の対応	19
(1) 基本的な考え方	19
(2) 対応内容	19
(3) 被害がなかった場合	23
資料編	24
第1 自衛消防組織の編成	25
第2 町内への放送・館内アナウンスの文例	26
第3 確認内容一覧	27
第4 鳩山町国民保護対策本部及び鳩山町緊急対処事態対策本部要綱	28
第5 鳩山町危機対策会議設置要綱	34
第6 連絡網図	36
第7 初動における情報集約シート	37
第8 避難施設一覧	40
第9 北朝鮮による弾道ミサイル発射に伴う落下物への対応要領について	41
第10 ノドンミサイル着弾時の影響及び範囲	45
第11 広報内容の例	46

第1章 総則

第1 マニュアルの目的

このマニュアルは、鳩山町において弾道ミサイルによる武力攻撃等から住民等の生命・身体及び財産を保護し、町民生活・町民経済に及ぼす影響が最小となるよう、ミサイルによる災害への対処措置、住民の避難、避難住民等の救援などの国民保護措置等を的確かつ迅速に実施できることを目的とする。

第2 マニュアルの位置付け

このマニュアルは、「鳩山町国民保護計画」（以下「計画」という。）の「第3編 武力攻撃事態等対処編」における対処マニュアルとして活用するものである。

第3 マニュアルの対象範囲

このマニュアルは、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施できることを主眼としており、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の対処については対象外とする。

また、このマニュアルは、国民保護対策本部が本格的な活動期に入るまでの初動時期に重点をおき、当該本部の本格的な活動期以降については、「避難実施要領」などによるものとする。

第4 Jアラート発出前（フェーズ0）の対応

事態が緊迫しつつあるものの、武力攻撃事態等の認定（Jアラート発出等）には至っていない兆候把握・準備の段階（以下「フェーズ0」）においては、予兆や客観的事実に基づき、以下のトリガー（判断基準）によりこのマニュアルを発動する。

トリガー	主な行動
○国際情勢の緊迫（政府からの警戒通知、近隣諸国の不穏な動き等）	幹部の連絡確認、資機材の点検、参集基準の再徹底、このマニュアルの確認、国の広報内容等の住民への周知など
○異常な事象の発生（通信・インフラの同時多発的な異常など、公式情報より先に現場の混乱がはじまるケース等）	

第2章 初動対応

弾道ミサイルが発射された場合、Jアラート・エムネットにより発射情報が住民に伝達される。

弾道ミサイルの発射情報をJアラート等で受信後、町は、初動対応として、住民に対し弾道ミサイルが発射された事実や町の区域内への落下の予測に関する情報を防災行政無線等によりの確に伝達を行う必要がある。さらに、弾道ミサイルが町の区域内に落下したときは、町の緊急事態連絡室等の設置とともに、担当部署や外部の機関との連絡体制の確認・確立や被害状況の把握のための情報集約・整理を開始しなければならない。

このことから、このマニュアルでは、弾道ミサイルの発射から概ね30分程度の間取るべき対応について、次ページに掲げるフローチャート・チェックリスト（以下「フローチャート」という。）に沿って、各フェーズの項目等の対応について定めるものとする。

なお、弾道ミサイル攻撃の認定可能性が不明の場合は、「鳩山町地域防災計画」などに基づき速やかに初動対応を行うものとし、弾道ミサイルの主体（国又は国に準ずる者）が武力行使を示唆する外交談話を発表した場合や弾道ミサイルの発射準備とみられる兆候が確認された場合は、本マニュアルを的確かつ迅速に適応できるよう必要に応じて事前体制をとるものとする。

鳩山町の初動対応のフローチャート・チェックリスト

時間目安

キーワード

最初のJアラート警報受信から数分間

最初のJアラート警報受信から概ね30分間

▼安全確保が最優先

▼コミュニケーションの継続

▼町の初動体制の早期確立
▼迅速かつ確実な情報伝達・迅速な情報収集

▼被災情報の収集・分析と判断
▼正確かつ時機を捉えた住民広報

ミサイル発射情報・避難の呼びかけ

Jアラートメッセージ
「ミサイル発射。ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが発射されたものとみられます。建物の中、又は地下に避難してください。」

勤務時間内 (平日 8:30~17:15)

- Jアラート、Eメール等対応*
- 来庁者・職員の安全確保 (窓から離す、Eメール手渡し、誘導)
- 町内・館内放送 (安全確保、エレベーター使用禁止、窓・扉・カーテン閉鎖、空調の停止、火災発生の予防)
- 緊急事態連絡室立ち上げ
- 関係機関との通信・連絡体制の確認 (名簿等の位置確認)

勤務時間外 (休日・夜間・早朝)

- Jアラート、Eメール等対応*
- 職員の安全確保
- 町内・館内放送 (安全確保、エレベーター使用禁止、窓・扉・カーテン閉鎖、空調の停止、火災発生の予防)
- 国民保護担当部署参集連絡
- 緊急事態連絡室立ち上げ判断

〈埼玉県周辺に落下する可能性あり〉

領域内落下 (日本の領域に落下可能性あり)

Jアラートメッセージ
「直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難して下さい。ミサイルが●時●分頃、埼玉県周辺に落下するものと見られます。直ちに避難してください。」

- ※ Jアラート・Eメール等対応
- 緊急速報メール受信確認
 - Jアラート端末受信確認
 - 防災行政無線連動確認
 - Eメールメッセージ確認
 - 一斉配信・収集機能 (すぐメール) 作動状況回答

〈鳩山町に落下した可能性あり〉

落下場所等についての情報

Jアラートメッセージ
「ミサイル落下。ミサイル落下。ミサイルが、○時○分頃埼玉県鳩山町周辺に落下したものと見られます。続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難してください。」

- Jアラート、Eメール等対応*
- 緊急事態連絡室立ち上げ
- 緊急参集連絡
- 職員の動員・配置状況とりまとめ
- 被災情報の収集・整理 (概況把握) 県との情報共有
- 広報対応窓口の一元化
- 関係機関との通信・連絡体制の確認 (連絡がつかない場合特に注意)
- 所管施設の緊急点検

上空通過・領域外に落下

Jアラートによりミサイル通過情報又は落下場所についての情報

- Jアラート、Eメール等対応*
- 広報対応窓口の一元化
- 所管施設・関係機関との通信・連絡体制の確認、落下情報があった場合の報告指示、情報収集・分析
- 報道等の情報収集・整理
- 住民への情報

〈被害あり〉

- 県への被害報告 (把握できた範囲から直ちに)
- 現地関係機関からの情報収集、応援要請の必要性判断 (現地の状況、警戒区域の設定有無、救助・救急状況等の情報収集)
- 職員現地派遣判断、現地調整所設置判断
- 退避の指示の必要性判断
- 町対策本部会議に向けた準備
- 住民への広報 (防災行政無線、テレビ・ラジオ放送、記者会見、メール、SNS、ホームページ等)

〈被害なし〉

- 県への被害報告
- 体制引き下げ判断
- 広報

【マニュアル第2章第1】
ミサイル発射情報受信直後からミサイル落下まで

【マニュアル第2章第2】
ミサイル落下直後から被害確認まで

【マニュアル第2章第3】
ミサイル落下に伴う被害確認後の対応

第1 ミサイル発射情報受信直後からミサイル落下まで

(1) 基本的な考え方

ミサイル発射情報受信直後からミサイル落下までの初動対応に係る基本的な考え方は、次のとおりとする。

○安全確保最優先

必要最低限の対応が終わったら自分の身の安全確保を実施（職員の安全が、町の業務継続の大前提）

○コミュニケーションの継続

身の安全確保を行いながらも、次の展開を想像し、職員間で可能なコミュニケーションをとり続けることが、その後の対応の円滑化のために重要

(2) 勤務時間内の場合の対応内容

ア Jアラート・エムネット等の対応

弾道ミサイルが発射されると、Jアラートをはじめ様々な機器やシステムを通じて国から緊急情報が伝達される。町は、これらの緊急情報を受信後、以下の機器やシステムについて、適切に作動しているかの確認（例：防災行政無線との連動）やそれぞれの機器等に応じた対応を行うものとする。

機器等	内容	担当
Jアラート 【総務課放送室内】	<ul style="list-style-type: none"> ・アラームとともに、国からの緊急情報を受信する。 ・Jアラート端末上の情報を確認する。 ・防災行政無線との連動を警光灯（総務課事務室内及び警備室内に設置）の点灯及びアラームの鳴動等で確認（クリアボタンを長押しするとアラームが鳴り止む。） 	総務課 （秘書・総務・検査担当）
エムネット	<ul style="list-style-type: none"> ・アラームとともに国から緊急情報を受信する。 ・エムネット端末（総務課内）上に表示されている「確認」ボタンをクリックするとアラーム音が停止、本文を確認後、適宜印刷する。 	総務課 （秘書・総務・検査担当）
緊急速報メール	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォン、携帯電話に、国からの緊急情報が携帯会社経由で送信される。 ・受信確認後、Jアラート、エムネットも起動していることを確認する。 	総務課 （秘書・総務・検査担当）
一斉配信・収集機能 （すぐメール）	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ登録した PC、スマートフォン、携帯電話に、Jアラート、緊急速報メールが伝達されたことを確認するアンケートメールが消防庁から委託業者経由で送信される。 ・町担当者は、アンケートメールから回答ページへアクセスし回答する。 	総務課 （秘書・総務・検査担当）

イ 来庁者・職員の安全確保

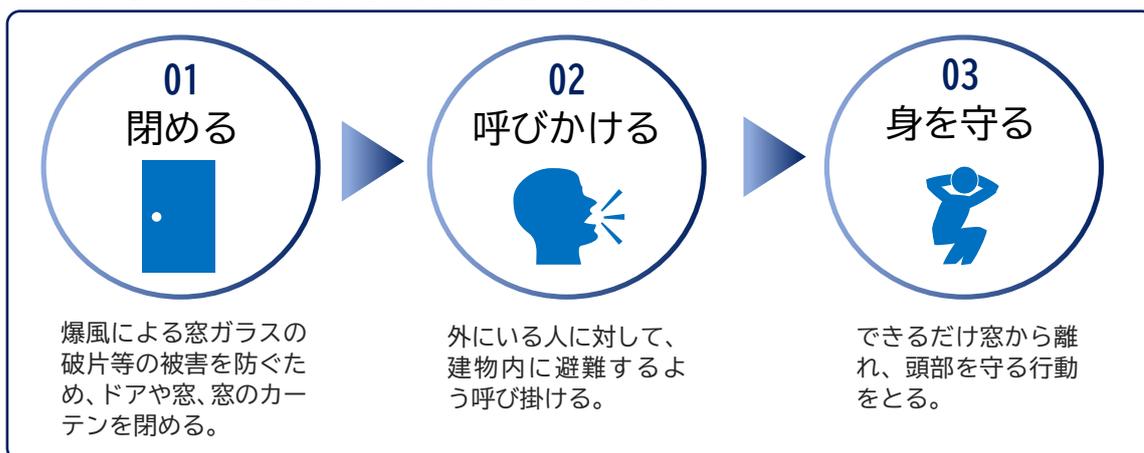
来庁者に対しては、窓からできるだけ離れるよう各職員が声を掛けることや、自衛消防組織（Jアラート等対応職員は除く。）の主導により地下への誘導等を実施するとともに、職員自らも身体防護を図る。

【資料編 第1 自衛消防組織の編成】

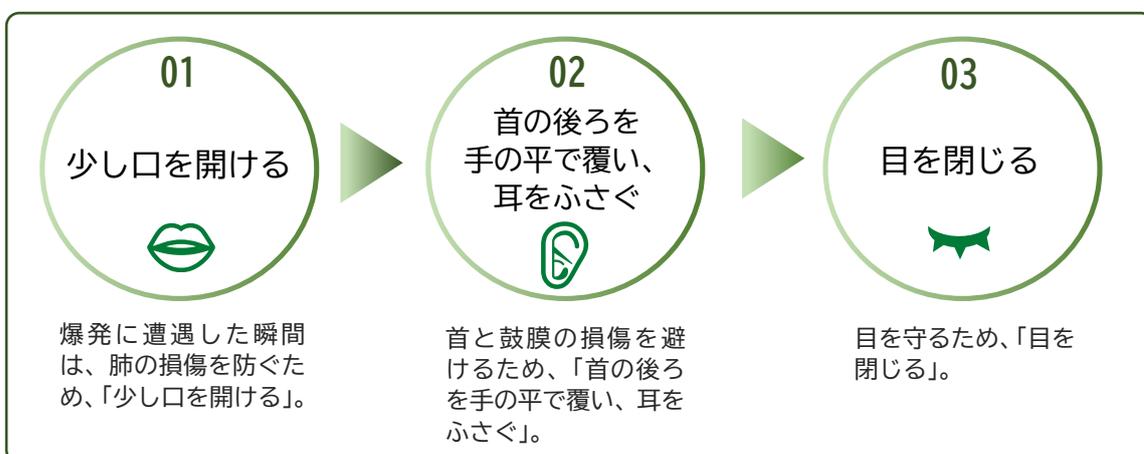
【ポイント】

- 最悪の事態を想定し、来庁者等の対応に従事する職員が犠牲者とならないよう、安全管理に配慮する。
- 職員にも自らの命を守ることに、安全確保最優先の意識を、平素から醸成しておく必要がある。強い責任感から、危険が迫ってもなかなか逃げようとしなない職員もいる。多数の職員が犠牲になると本部の機能が不全に陥ることになり、その後の復旧、復興にも影響することを認識させる。

○Jアラート発出時の町職員のとるべき行動



○起爆時にとるべき姿勢*



※「テロの特徴と対処方法」（平成28年2月4日。外務省）より引用

弾道ミサイル 飛来時の行動について

弾道ミサイルは、発射からわずか10分も経たないうちに到達する可能性があります。

弾道ミサイルが着弾した場合、激しい爆風や破片などにより、身体へ大きな被害を受ける可能性があります。

弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合は、Jアラートを通じて屋外スピーカーや携帯電話の緊急通報メール等によりメッセージを流します。

メッセージが流れたら直ちに以下の行動をとってください

弾道ミサイルが上空を通過した場合など避難行動をとる必要がなくなった場合は、避難の呼びかけを解除します。

屋外にいる場合

爆風や破片などを避ける

近くの建物の中
または **地下へ**

緊急一時避難施設*をはじめ、コンクリート造り等の頑丈な建物や地下街、地下駐車場の地下施設へ避難することが望ましいですが、それ以外でも構いません。

近くに建物がない場合は
物陰に身を隠す
または **地面に伏せ**
頭部を守る

屋内にいる場合

爆風に割れた窓ガラスなどを避ける

その場で安全を確保し
窓から離れる
または
窓がない部屋へ

詳しくは、内閣官房国民保護ポータルサイトへ

国民保護 検索

弾道ミサイル攻撃を受けたとき 明暗を分けるのは避難行動

弾道ミサイルが着弾した場合、激しい爆風や破片などにより、身体へ大きな被害を受ける可能性があります。爆風や破片などから身を守るため、状況に応じた避難行動をとることが大切です！

爆風

破片

屋外にいる場合

爆風や破片などを避ける

近くの建物の中
(できれば頑丈な建物や地下施設)
または **地下へ**

近くに建物がない場合は
物陰に身を隠す
または **地面に伏せ**
頭部を守る

屋内にいる場合

爆風に割れた窓ガラスなどを避ける

窓から離れる
または **窓がない部屋へ**

よくあるご意見と回答

Q1 Jアラートが流れた後に避難を始めても手遅れでしょう？

A. 避難行動にかけられる時間は限られたものですが、それでも、近くの建物の中や地下へ避難する、物陰に身を隠すなど、わずかな時間でもできることはあります。

Q2 近所には、丈夫な建物も地下もなく、避難できる場所がありません

A. 横(水平)方向に広がる爆風や飛散する破片などに対して身体の衝突面を極力減らすことが重要なので、木造住宅へ避難するだけでも、避難行動をとらない場合と比べて被害を軽減できる可能性が高まります。

Q3 地面に伏せる、頭部を守る……。それで、ミサイル攻撃から身を守れるとは思えません

A. 横(水平)方向に広がる爆風や飛散する破片などに対して身体の衝突面を極力減らすことが重要なので、避難行動をとらない場合と比べれば被害を軽減できる可能性を高めることができます。

Q4 避難したところで、弾道ミサイルが直撃したら何をやっても無意味では？

A. 弾道ミサイルによる被害の程度は、その威力などによりさまざまであり一概には言えませんが、地下への避難などの適切な避難行動をとることで、避難行動をとらない場合と比べて被害を軽減できる可能性を高めることができます。

詳しくは、内閣官房国民保護ポータルサイトへ 国民保護 検索

内閣官房

○役場庁舎案内図及び地下への誘導経路



- 妊産婦、高齢者、けが人などの素早く移動することが困難な人に対しては、本人の意向を確認の上、必要に応じて避難支援資器材（簡易担架）等を使用し、移動の援助を行う。
- 聴覚障がい者は、音声の情報が入らないため、的確な判断や避難行動へ結びつかないおそれがあることから、筆談などで状況等に関する情報を伝える。
- 地下区域の想定収容人数は、150人（0.825㎡/人）となっているため、状況に応じて、窓から離れている部屋や廊下（黄色点線部の相談室付近等）等の比較的安全な場所に避難する。

ウ 町内・館内放送

防災行政無線、庁舎内の館内放送（内線：70）等を活用し、自らの身体防護、窓・扉・カーテンの閉鎖、空調の停止、エレベーターの使用禁止、火災発生の予防等の安全確保措置について、来庁者や職員に対して速やかに、かつ、わかりやすく情報を伝達する。なお、扉については、外部からの扉（ドア）の閉鎖を優先し、庁舎内部の扉は、避難後に可能な範囲で実施するものとし、地下等への避難行動を阻害することが無いように注意する。

なお、町内・館内放送の担当者は次のとおりとする。

種別	方法	担当者
町内放送	防災行政無線	総務課（秘書・総務・検査担当） ※不在の場合は無線従事者の職員
館内放送	館内放送（館内放送設備がない施設は拡声器等）	各施設管理担当者

【資料編 第2 町内への放送・館内アナウンスの文例】

【ポイント】

- 平素の備え（放送例文の準備や事前教育等）がなされていないと、対応が困難であるため、「町内アナウンス・館内アナウンス文例」等を活用し、職員に事前に教育を徹底しておくことが大切。
- やさしい日本語を使ったお知らせは、外国人だけでなく、障害者、高齢者、子どもたちにも伝わりやすくなる。慌てていると、大人であっても、理解力が大きく落ちると言われている。わかりやすく言葉で伝えることが大切。

出典：定住外国人施策ポータルサイト掲載におけるやさしい日本語の活用に関する Plain English（平明な英語）についての調査（平成25年度内閣府委託調査）

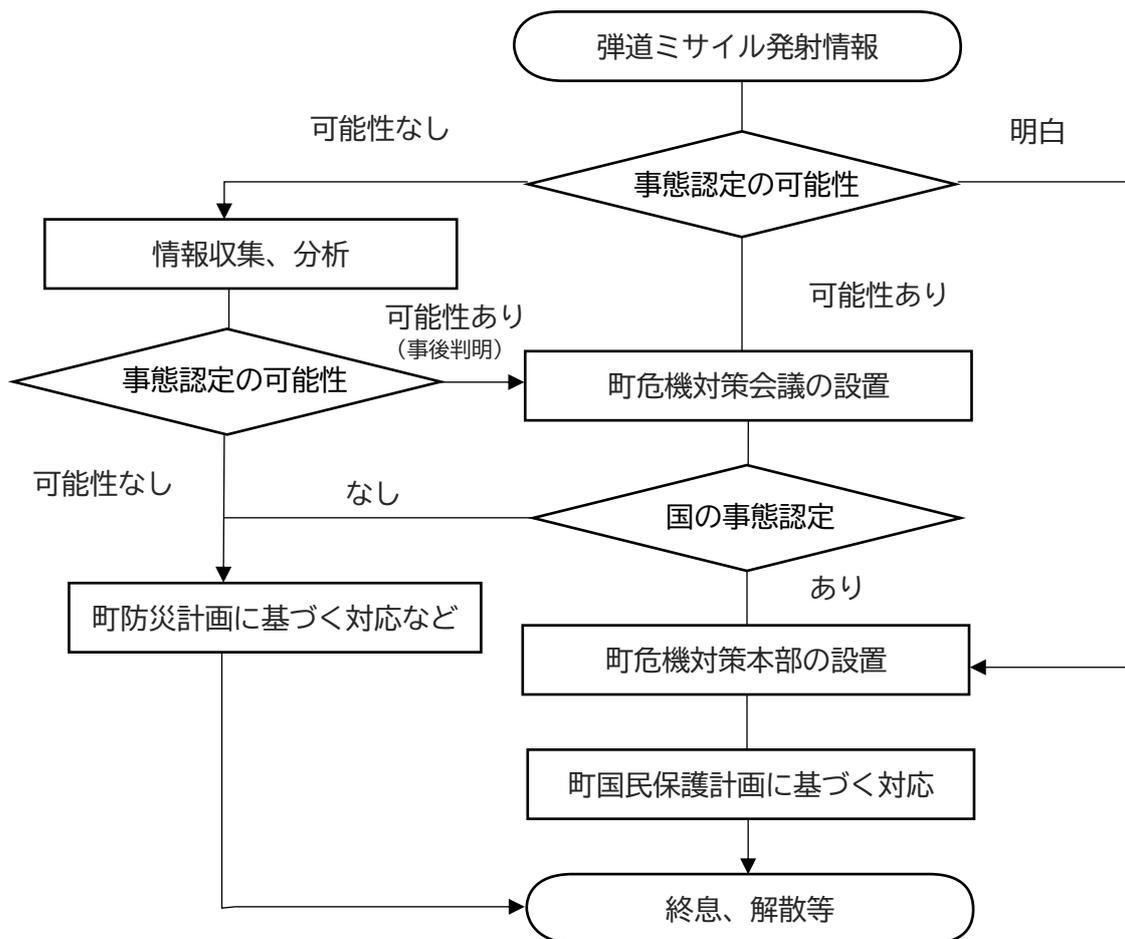
エ 鳩山町危機対策会議（緊急事態連絡室）等の立ち上げ判断

計画等であらかじめ定められた事態に応じ、鳩山町危機対策会議（緊急事態連絡室）又は鳩山町危機対策本部（国民保護対策本部）の立ち上げの必要性について判断し、次項のフロー図に基づき設置等を行う。

【ポイント】

- あくまで安全確保最優先ではあるが、可能な範囲で体制を確立する（宣言すること）ことで、対応方針が明確になり、職員が目的に向かって動き出す。
- 準備、体制構築が早すぎて避難されることはない。最悪の事態を想定してためらわずに体制確立の判断と決心を。

○町危機対策会議等設置判断のフロー



オ 関係機関との通信・連絡体制の確認（名簿等必要資料の位置の確認）

安全確保を最優先としつつ、身体防護中も、職員同士で対応を確認しあうなど、コミュニケーションを続けることが、次のフェーズに移行した際の円滑な対応につながる。

職員は、以下の確認内容の例を基に、平時から名簿等必要資料の位置を確認し、初動対応時に備える。

【確認内容の例】

- 参集時連絡先
- 関係簿冊の位置
- 関係機関等との通信・連絡体制
- 関係資器材の保管場所等

【資料編 第3 確認内容一覧】

(3) 勤務時間外の場合の対応内容

休日、夜間、早朝においても、「(2) 勤務時間内の場合」に記載した内容を基本として、迅速かつ確実に情報伝達されていることの確認や職員自らの身体防護等を迅速かつ確実にを行う。

また、町の参集基準等に基づき、総務課職員に速やかに参集の連絡を行う。

【ポイント】

○既存の当直・日直業務マニュアル等の内容を適宜見直し、弾道ミサイル発射時の対応の実効性を確保する。

○マンパワーが不足することが必至のため、必要に応じて人員、機器等の平素の備えを見直し、万全を期する。

○勤務時間外の場合の対応一覧

項目	勤務時間外の場合の対応
Jアラート・エムネット等の対応	<ul style="list-style-type: none">・担当者が不在の場合は、担当者が登庁するまでの間、宿日直者が勤務時間内の場合の対応に準じて対応する。・宿日直者は、確認した内容を町長、副町長、総務課長へメール、電話等で直ちに連絡し、指示を受けて対応する。・担当者の登庁後、速やかに対応を引き継ぐものとする。
来庁者・職員の安全確保	<ul style="list-style-type: none">・宿日直者が勤務時間内の場合の対応に準じて対応するものとする。
町内・館内放送	<ul style="list-style-type: none">・宿日直者が勤務時間内の場合の対応に準じて対応するものとする。・なお、町内放送については、秘書・総務・検査担当職員又は無線従事者の職員の登庁後、引き継ぐものとする。

※宿日直者は、職員が参集するまでの間、安全確保を最優先するものとし、上記の対応を実施するものとする。

第2 ミサイル落下直後から被害確認まで

(1) 基本的な考え方

ミサイル落下直後から被害確認までの最初のJアラート警報受信から概ね30分間の前段に係る基本的な考え方は、次のとおりとする。

○迅速かつ確実な情報伝達

Jアラート等の受信後に必要な対応を迅速に行い、住民に迅速かつ確実な情報を伝達

○町の初動体制の早期確立

最悪の事態を想定し、迅速に計画に応じた体制を確立

○迅速な情報収集

収集内容の優先順位に留意。この段階では、被害有無の確認が最優先

(2) 対応内容

ア Jアラート・エムネット等の対応

「第1(2)ア Jアラート・エムネット等の対応」に準ずる。

イ 鳩山町危機対策会議（緊急事態連絡室）立上げ

最悪の事態を想定し、ためらうことなく町の国民保護計画等であらかじめ定められた事態に応じた体制（鳩山町危機対策会議）を立ち上げる。

なお、この緊急事態連絡室は、政府において事態認定が行われ、市区町村対策本部を設置すべき市区町村の指定の通知があった場合は、直ちに当該対策本部に移行するものであり、その場合町危機対策会議（緊急事態連絡室）は廃止する。

【参考】落下場所等に関する情報の解釈について

○落下場所等に関する情報（メッセージ）は、「〇〇県〇〇町周辺」までの精度であり、町に着弾したかどうかはこのメッセージでは確定できない。

○メッセージ上は、弾道ミサイルの落下場所が町外であっても、隣接している場合等には落下物等による被害の発生は否定できない。

ウ 緊急参集連絡

各事態に応じた緊急参集の連絡は、あらかじめ作成されている緊急参集連絡先のリストやシステム等に従って速やかに実施する。

ミサイル事案等、切迫した状況であればあるほど、可能な限り迅速かつ確実に実施する必要がある点に注意する。

【ポイント】

- 初動の混乱期であるが、連絡をしなければ必要な対策本部職員等がいつまでも動員されない可能性が高い（地震の揺れや風雨等の自然災害と異なり、五感による体感が期待できない可能性が高く、被害の発生を実感、認知しづらい。）
- 発射情報を参集基準とする等、事前に参集基準を定めて周知徹底しておく。

(ア) 町職員の参集基準

鳩山町国民保護対策本部及び鳩山町緊急処理事態対策本部要綱（以下「本部要綱」という。）を基に、次のとおりとする。

体制	参集基準	参集人員
町情報収集体制 （警戒体制）	武力攻撃事態等（緊急処理事態）の認定につながる可能性のある事案等に関する情報を入手し、情報収集等の初動対応を行う必要があるとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・課長補佐職以上 ・必要に応じて以下の職員 <ul style="list-style-type: none"> ①総務課国民保護担当者 ②町地域防災計画（震災編）に定める配備体制基準の警戒体制（全職員の1/5程度）
町危機対策会議体制 （緊急体制）	町内において大規模なテロや武力攻撃事態等の認定につながる事案が発生し、所要の対処措置で、実施する必要があるときで、かつ、町国民保護対策本部の設置について県から通知がないとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・主任職以上 ・町情報収集体制に加えて、必要に応じて以下の職員 <ul style="list-style-type: none"> ①発生した事態に対する的確かつ迅速な国民保護措置が行える人員。町地域防災計画（震災編）に定める動員配備体制の基準の警戒体制（全職員の1/2程度）
町国民保護対策本部体制 （非常体制）	町国民保護対策本部の設置について県から通知があったとき又は市長がその必要性があると判断したとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員

(イ) 町職員への連絡手段の確保

町幹部職員及び国民保護担当職員は、参集時の連絡手段として、電話、メール、グループチャット等により町職員へ連絡する。

(ウ) 町幹部職員等の参集が困難な場合の対応

町幹部職員及び国民保護担当職員が、交通手段の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等は、参集予定職員の次席の職員を代替職員とし、事態に応じた職員の参集手段を確保する。なお、町対策本部長及び町対策副本部長の代替職員については、以下のとおりとする。

対象者	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)
本部長(町長)	副町長	総務課長	政策財政課長
副本部長(副町長)	総務課長	政策財政課長	総務課課長補佐

エ 職員の動員・配置状況とりまとめ

緊急参集連絡等を受信した各部署の支援職員等が順次危機対策会議(事態認定後、設置されれば対策本部)に動員されるので、あらかじめ計画された担当班の編成計画等に基づき職員を編成していく。

【ポイント】

職員の編成状況等については、室内に誰もが見てわかるように掲示する等「見える化」を意識し、情報の共有と迅速な意思決定につなげる。

○参集場所

- ① 鳩山町役場(本庁舎 305・306 会議室)
- ② 役場庁舎が被災し、機能が発揮できないときは、鳩山町文化会館に設置するものとし、参集した職員にわかるよう明示する。

【参考】本部要綱に基づく動員計画

(部の組織及び職制)

部名	部長	副部長
渉外部	総務課長	総務課課長補佐又は主幹
報道財政部	政策財政課長	税務会計課長 政策財政課課長補佐又は主幹
食料物資部	産業振興課長	上下水道課長
環境対策部	地域創生環境課長	地域創生環境課課長補佐又は主幹
救援福祉部	長寿福祉課長	長寿福祉課課長補佐又は主幹
応急復旧・住宅対策部	まちづくり推進課長	まちづくり推進課課長補佐又は主幹
文教部	教育委員会事務局長	教育委員会事務局局長補佐又は主幹
輸送部	町民健康課長	町民健康課課長補佐又は主幹
議会部	議会事務局長	会計管理者

(職員の動員基準)

名称	警戒体制	緊急体制	非常体制
直轄	課長補佐職以上	主任職以上	全職員
渉外部			
報道財政部			
食料物資部			
環境対策部			
救護福祉部			
応急復旧・住宅対策部			
文教部			
輸送部			
議会部			

※動員された職員は、各部長は副本部長（副町長）に、各職員は各部長に参集の報告を行うものとする。各部長は、本部直轄職員のうち総務課課長補佐（取りまとめ担当者）に報告するものとする。

【資料編 第4 鳩山町国民保護対策本部及び鳩山町緊急対処事態対策本部要綱】

【資料編 第5 鳩山町危機対策会議設置要綱】（緊急事態連絡室）

【資料編 第6 連絡網図】

オ 被害情報の収集・整理（概況把握）、県との情報共有

この段階では、被害の有無の確認を主眼とし、消防、警察への聞き取りを中心に広く情報を収集する。情報収集手段は、通常の通信手段に加えて、テレビやインターネットのニュースの情報や SNS の情報など、広く情報を収集していく。

また、把握した情報は、「鳩山町周辺で119番が多数入電しており、鳩山町方面に消防隊を向かわせている。」等、逐次、県と共有する。

【ポイント】

○先ず確認すべき情報は、町内に被害があるか、ないか。

消防、警察に緊急要請状況（119番、110番）を確認するなど、発生有無の「可能性」段階から県と情報を共有すること。

○被害が大きいほど情報が遅れる傾向がある（声を出せないところが最も被害が大きい）ことを念頭に、町が積極的に情報を取りに行く姿勢が大切

○被害発生第1報を消防、警察等から受信した際は、災害の全体像や被害の規模を把握することに焦点を絞ること。被害に関する細かい数値等は、第2報以降に順次収集する。子細な情報を確認している間に事態はどんどん進展し、その後の対応が後手に回る。

- 災害の全体像を把握する中で、初動で特に意識すべき情報は、次の2点
 - ①安全・危険に関する情報（要救助者の有無、延焼危険、危険物質、二次災害危険等）
 - ②部隊等の応援要請の要否（現場の部隊で不足なく対応可能か）

【資料編 第7 初動における情報集約シート】

カ 広報対応窓口の一元化

町民、報道等からの問合せは、広報を担当する責任者（報道財政部長）を明確に位置付け、広報・報道対応窓口を一元化する。

【ポイント】

- 報道対応のルールは広報担当者と事前に決めておくことが大切（誰が、いつ、どう答える、どこまで、どう発表するか等）
- 電話が殺到し危機管理部署が機能不全に陥ることはあってはならない。危機管理担当者が直接対応しない事前の仕組みづくりが大切。

キ 関係機関との通信・連絡体制の確認（連絡がつかない場合特に注意）

名簿等必要資料を基に関係機関等との通信等を行う。

回線が混み合う「輻輳（ふくそう）」や、基地局の破壊による通信途絶により連絡がつかない場合は、SNS、ビジネスチャット、メールなどのデータ通信、衛星通信、物理的に徒歩や車両で情報を届ける等の代替手段により連絡を行う。

ク 所管施設の緊急点検

所管施設の緊急点検は、単なる維持管理ではなく、攻撃による被害を最小限に抑えるための脆弱性の確認、避難収容機能の確認、二次災害の防止等の目的を持って実施する。

全ての施設を一斉に点検することは難しいため、生活インフラ（上水、下水等）、避難所に指定された公共施設などの重要施設が優先して実施する。

具体的な点検内容については、以下の内容を参考に実施する。

項目	内容
設備・構造の点検	耐震性や防火壁の状況、自家発電設備の作動確認
警戒態勢の強化	立ち入り制限区域の確認、監視カメラ等の作動チェック
物資の備蓄確認	燃料、食料、医療品、補修用資材等の在庫確認と確保
通信手段の確保	衛星携帯電話、防災行政無線等の疎通確認

【資料編 第8 避難施設一覧表】

ケ 鳩山町以外の遠方の市区町村に落下した情報を受信した場合

Jアラートの落下場所等についての情報を受信した際に、そのメッセージで落下場所とされた市区町村以外であっても、落下物等による被害など最悪の事態を想定して、町内に「被害なし」の確認ができるまでは、本フェーズ（第2）の手順に基づき、迅速に対応を行っていくことが必要である。

町内に「被害なし」が確認できた場合は、渉外部長が県に対して「被害状況確認様式」で速やかに報告を行うとともに、住民に対する、防災行政無線、エリアメール、SNS、ホームページ等を活用した情報発信を検討する。

コ 上空通過・領海外に落下した情報を受信した場合

Jアラートのメッセージでミサイル通過情報や落下場所等についての情報を受信した場合の対応は、大きく分けると、①町内に落下物等による被害が発生していないことの確認及び報告、②広報対応の2点である。

町内に落下物等による被害が発生していないことが確認できた場合は、渉外部長が県に対して「被害状況確認様式」で「被害なし」の報告を行うとともに、住民に対して、防災行政無線、エリアメール、SNS、ホームページ等を活用した情報発信を検討する。

落下物による被害が生じていることが判明した場合は、次フェーズ（第3）の手順に基づき、迅速に対応を行っていくとともに、落下地域周辺に人家がある場合には、防災行政無線等により速やかに住民に情報提供するとともに落下物に近づかないよう呼びかけるなどの措置を講じる。落下物への対応要領については、「北朝鮮による弾道ミサイル発射に伴う落下物への対応要領について」（平成29年8月16日消防庁国民保護・防災部参事官、国民保護運用室等事務連絡）を参照する。

【資料編 第9 北朝鮮による弾道ミサイル発射に伴う落下物への対応要領について】

第3 ミサイル落下に伴う被害確認後の対応

(1) 基本的な考え方

ミサイル落下に伴う被害確認後の基本的な考え方は、次のとおりとする。

○被害情報の収集・分析と判断

現地関係機関からの情報収集及び収集した情報に基づく応援要請や退避の指示等の必要性の判断を行う。

○正確かつ時機を捉えた住民広報

住民の不安に寄り添い、適切な行動につながる情報発信を行う。

(2) 対応内容

ア 県への被害報告

被害を把握できた範囲で速やかに町（渉外部長）から県に報告する。県への報告に当たっては「災害オペレーション支援システム」により報告する。

また、消防本部が消防庁へ報告する「火災・災害等即報様式」及び県へ報告する「被害状況確認様式」についても、町として把握が可能な情報であるため、町にも同報するようあらかじめ取り決めをしておく。

さらに、弾道ミサイル事案は、その特殊性に鑑み、消防庁と町が直接連絡する体制（ホットライン）も早急に確立していく。

【ポイント】

○情報に変化がなくても、一定時間ごとに定時報告を行う。「事態の進展なし」も貴重な情報である。

イ 現地関係機関からの情報収集と応援要請の必要性判断

渉外部長は、被害の発生現場で活動する消防・警察等の現地関係機関からの被害の状況、警戒区域の設定有無、救助・救急の状況等の情報を収集する。

また、これらの情報に基づき、消防、医療、自衛隊等、県への応援要請等について、本部長（町長）がその必要性を判断する。

【ポイント】

○応援要請が空振りしても非難されることはない。最悪の事態を想定してためらうことなく応援要請の決心をする。

○着弾直後においては、弾道ミサイルがNBC弾頭（弾頭部分に核兵器又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器を搭載したもの）である可能性を

否定できないことも想定され、現地関係機関は、安全性を確認しながらの情報収集となる。このため、自然災害の対応のように、すぐに情報が得られないことも念頭におく。

ウ 職員現地派遣、現地調整所設置判断

現地関係機関からの情報収集を前提としつつも、被害状況の情報収集や現地調整所の設置を見据えて、町として必要な情報を現地に取りに行く（職員を現地に派遣する）ことも検討して判断する。派遣人員（メンバー、人数等）や必要となる資器材等は、以下のとおり。

【ポイント】

- 最悪の事態を想定し、派遣する職員の安全確保に配慮する。（派遣前に、現場の状況や活動時のポイント等について、正確に説明するとともに、むやみに現場に近づかないように徹底する。）
- NBC 弾頭の可能性等、安全確保の状況により職員を現地に派遣しない判断もある。

【職員派遣基準】

担当部	派遣職員数	派遣先	備考
渉外部	3名	現地調整所	現地調整所の設置及び関係機関等との現地調整に関する事項
各部（議会部を除く。）	1名		
救援福祉部	各2名	各避難所	避難所の運営要配慮者の避難に関わる連携
	2名	医療救護所	負傷者等への救護

※派遣職員数及び派遣先は、適宜増減するものとする。

【必要となる資器材等の例】

- 通信・情報機器（衛星電話、無線機、パソコン、情報表示ディスプレイ等）
- 装備品（防護服、ヘルメット、救急用品、資材運搬用車両等）
- 事務用品・備品（帳票類、地図、電源（発電機）、簡易的な執務スペース（テント等）等）

エ 退避の指示の必要性判断

弾道ミサイルのような予測可能な武力攻撃災害が突然発生した場合、県知事の避難の指示を待っているのは、避難が間に合わないこともあり得る。

このため、地域の実情に精通し、住民に最も身近な存在として、目の危険

から住民の生命、身体及び財産を保護する主たる役割を担っている町長に、住民を一時的に避難（屋内への退避を含む。）させる権限が与えられていることから、特に必要があると認められるときは、ミサイルの影響範囲等を考慮のうえ、退避の指示を行う。

【ポイント】

○町長は、被害状況に応じて、特に必要があると認める場合は、自らの判断に基づき、退避の指示を行うことが必要。

【退避の指示の判断基準の例】

判断項目	考慮すべき情報
汚染の有無	異臭、変色、目や皮膚への刺激（化学・生物兵器の疑い）
火災の規模	延焼のおそれがあり、住民自力での消火が困難
構造物の危険度	周辺の建物が倒壊するおそれ、地下施設への浸水リスク
地理的条件	風向き（毒性物質の場合、風下が危険）、避難ルートの確保状況。
情報の確度	国、県（Jアラート等）からの追加攻撃情報の有無

【参考】退避の指示の一例

○退避の指示（域外退避）

「●●町▼丁目」地区の住民については、●●地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

○退避の指示（屋内退避）

「○○町×丁目、△△町大字□□」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の地下街や堅牢な建物など屋内に一時退避すること。

※弾道ミサイル攻撃においては、住民は屋内に避難することが基本

※町長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。

※具体的には、着弾により建物そのものが崩落する危険があったり、建物が大きく損傷し、二次災害の危険がある場合を除き、屋内への退避が原則であるといえる。

出典：市区町村国民保護モデル計画（平成18年 消防庁）

【参考】事態認定前の措置

事態認定が行われていない場合においても、現場の消防吏員や警察官等は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、警察官職執行法（昭和 23 年法律第 136 号）等の関係法令等に基づき、所要の措置を実施する。

【資料編 第10 ノドンミサイル着弾時の影響及び範囲】

オ 対策本部会議に向けた準備

対策本部会議では、把握した被害状況の全容を幹部職員同士で共有し、町長自ら対処方針を示し、各部署における役割を明確化する必要があるため、事務局（総務課）は、対策本部会議の開催時刻や被害情報の取りまとめ時刻をあらかじめ担当部署に示し、対策本部会議を運営する。

また、対策本部会議では、国や都道府県に対する要請事項のとりまとめを図り、電話やテレビ会議などにより町長自ら県知事へ直接要請を行う。

なお、会議名称は、その時の状況にもよるが、例えば事態認定前であれば「鳩山町危機対策会議（緊急事態連絡室会議）」等の名称とする。

カ 住民への広報

住民に対して防災行政無線、エリアメール、SNS、ホームページ、会見等を活用し、正確かつ時機を捉えた広報を行い、情報の錯綜等による混乱を防ぐとともに、住民に安心を与え適切な行動を促し、結果として被害の極小化につなげる。

また、町対策本部において重要な方針を決定した場合等、情報の重要性に応じて町長自らが前面に出て会見を行う。

【ポイント】

○住民に情報が正しく伝わらないことが、パニックを助長することにつながるため、誤解されない、わかりやすい表現で広報することが重要
弾道ミサイル攻撃の場合、特に着弾後の被害に関する情報の錯綜やデマ等、情報の過大評価による住民不安の増大や、逆に情報の過小評価による避難の遅れ等が、自然災害と比較して、発生しやすい特徴がある。

○町長自らが住民の前に姿を見せて、情報発信・説明を行うことが極めて重要

さらに、町長による記者会見後に、必要に応じて事務方によるブリーフィングを行うことも広報対策としては有用

【参考】住民の心理状態を念頭においたタイムリーな情報発信について

過去に経験のない事案では、希望的観測を抱き、災害の発生を軽視若しくは無視し適切な行動をとらないこと（ノーマルシー・バイアス＝正常化の偏見）が起きやすく、また、逆に小さな事象に対し過剰に反応したり（カタストロフィー・バイアス）、流言や誤情報に基づいて思い込みで行動する可能性もある。こうした住民の心理状態も念頭に置き、住民に対して、必要な情報をタイムリーにわかりやすい表現で提供することが必要である。

出典：市区町村国民保護モデル計画（平成 18 年 消防庁）

【参考】

落下地域周辺に人家がある場合には、防災行政無線等により速やかに住民に情報提供するとともに落下物に近づかないよう呼びかけるなどの措置を講じる。

出典：北朝鮮による弾道ミサイル発射に伴う落下物への対応要領について（平成 29 年 8 月 16 日消防庁国民保護・防災部参事官国民保護運用室長事務連絡）

【資料編 第 1 1 広報内容の例】

(3) 被害がなかった場合

ア 県への被害報告

「(2) ア 県への被害」に準じる。

イ 体制引き下げ判断

町内に被害がなく、さらなるミサイルの発射のおそれが解消し、事態がおおむね終息した場合など、状況に応じて体制の引き下げを判断する。

ウ 住民への広報

「(2) カ 住民への広報」に準じる。

資料編

第1 自衛消防組織の編成

○鳩山町役場庁舎消防計画（令和6年7月16日作成）

別表7 自衛消防隊の編成と任務

自衛消防隊本部長	町長（自衛消防隊に対する命令、監督等を行う）	
自衛消防隊長	副町長（自衛消防隊を指揮し、本部長が不在の場合は、その任務を代行する）	
自衛消防副隊長	防火管理者（自衛消防隊長を補佐し、本部長・隊長とも不在の時はその任務を代行する）	
消防隊の編成		任務
1 指揮班	政策財政課職員	1 隊長・副隊長の補佐 2 自衛消防本部の設置 3 消防隊への情報の提供並びに情報の収集 4 その他指揮統制上必要な事項
2 通報 連絡班	総務課職員	1 消防機関への通報 2 館内への非常通報並びに指揮命令の伝達 3 関係者への連絡
3 消火班	全ての男性職員	1 消火作業 2 消防隊との連携及び補佐
4 避難 誘導班	全ての女性職員	1 避難開始の指揮命令の伝達 2 非常口の開放 3 避難上の障害の除去 4 逃げ遅れの確認及び消防隊への連絡 5 警戒区域の設定
5 安全 防護班	政策財政課職員	1 火災発生地区に直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパーなどの閉鎖 2 非常電源の確保、危険物施設の運転休止 3 エレベーターの非常時措置
6 救護班	保健師・介護福祉士	1 応急救護所の設置 2 負傷者の応急措置 3 救急隊との連携、情報の提供
(備考) 地震に関する警戒宣言が発令された場合は、この計画書中「第8地震対策」によること。		

第2 町内への放送・館内アナウンスの文例

<ミサイル発射情報・避難の呼びかけ>

- 1 こちらは、「防災はとやま」※です。
- 2 ミサイルが 飛んで きています。
- 3 建物の 中に 逃げてください。
- 4 階段で 地下に 逃げてください。エレベーターは 使えません。
- 5 窓 とびら カーテンは 閉めてください。
- 6 窓から 離れてください。
- 7 火は 消して ください。
- 8 姿勢を低くして 頭を守ってください。

<直ちに避難することの呼びかけ>

- 1 こちらは、「防災はとやま」※です。
- 2 今すぐ 建物の 中に 逃げてください。
- 3 今すぐ 階段で 地下に 逃げてください。エレベーターは 使えません。
- 4 ミサイルが 落ちてきます。 ミサイルが 落ちてきます。
- 5 窓から 離れてください。
- 6 姿勢を低くして 頭を守ってください。

<落下場所についての情報>

- 1 こちらは、「防災はとやま」※です。
- 2 ミサイルが 落ちました。ミサイルが 落ちました。
- 3 ミサイルが 鳩山町に 落ちました。
- 4 次に お知らせをするまで このまま 建物の中に いてください。
- 5 外に 出ないでください。
- 6 けがをした人は 職員に 言ってください。

<ミサイル通過情報>

- 1 こちらは、「防災はとやま」※です。
- 2 ミサイルは 通りすぎました。ミサイルは 通りすぎました。
- 3 ここは 安全です。
- 4 外で あやしいものを見つけたときは 近づかないで 警察や消防に 知らせてください。

※館内放送の場合は「防災はとやま」の部分各施設名に変更して使用すること。

第3 確認内容一覧

項目	内容・参照文書等
参集時連絡先	<ul style="list-style-type: none"> • 鳩山町役場 総務課 049-296-1211 (代表) 049-296-1214 (直通) h210@town.hatoyama.lg.jp • 災害時勤務表
関係簿冊	<ul style="list-style-type: none"> • 鳩山町国民保護計画 • 鳩山町避難実施要領のパターン • 鳩山町地域防災計画 • 鳩山町移動系局番号一覧表 • 埼玉県防災行政無線電話番号簿
関係機関等との通信・連絡体制 ^{※1}	<ul style="list-style-type: none"> • 西入間広域消防組合 (消 防 署) TEL: 049-295-0119 (鳩山分署) TEL: 049-296-0119 • 埼玉県 危機管理防災部 危機管理課 TEL: 048-830-8131 • 西入間警察署 TEL: 049-284-0110 (鳩山駐在所) 049-296-3214 • 大宮駐屯地 (陸上自衛隊第32普通科連隊) ^{※2}
関係資器材の保管場所	<ul style="list-style-type: none"> • 鳩山町総務課事務室内 特殊標章等 (帽章、旗章、腕章、ヘルメット章 (シール)、身分証明書、車両章 (マグネット)) • 防災倉庫一覧地図

※1 初動対処時における関係機関等との通信・連絡は、渉外部が行う。

※2 自衛隊の派遣要請は原則県知事が行う。

第4 鳩山町国民保護対策本部及び鳩山町緊急対処事態対策本部要綱

平成18年2月28日訓令第3号

庁中一般
各出先機関

改正

平成30年3月30日訓令第3号
令和4年2月7日訓令第5号
令和6年2月9日訓令第4号

鳩山町国民保護対策本部及び鳩山町緊急対処事態対策本部要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第27条及び法第183条において準用する法第27条で定める鳩山町国民保護対策本部及び鳩山町緊急対処事態対策本部に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員の責務)

第2条 全て町の職員は、町民の生命、身体及び財産を保護するため、鳩山町国民保護対策本部及び鳩山町緊急対処事態対策本部の活動に尽力しなければならない。

(設置及び廃止)

第3条 鳩山町国民保護対策本部（以下「本部」という。）は、埼玉県知事から本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったときに、鳩山町国民保護計画（以下「計画」という。）の定めるところにより設置するものとする。

2 本部は、埼玉県知事から本部を設置すべき地方公共団体の指定の解除通知があったときに、計画の定めるところにより廃止するものとする。

(本部長、副本部長及び本部員)

第4条 本部に、次の各号に掲げる職員を置き、当該各号に定める者をもって充てる。

- (1) 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。） 町長
- (2) 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。） 副町長、教育長
- (3) 国民保護本部員（以下「本部員」という。） 総務課長、政策財政課長、税務会計課長、町民健康課長、長寿福祉課長、地域創生環境課長、産業振興課長、まちづくり推進課長、会計管理者、上下水道課長、議会事務局長、教育委員会事務局長、総務課課長補佐、西入間広域消防組合消防本部消防長（指名する職員又は消防団長）及びその他町長が任命する職員

(本部会議)

第5条 本部長は、国民保護措置を総合的に推進するため、必要に応じ、本部会議を招集し、主宰する。

2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。

(本部直轄事務)

第6条 国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、別表第1に掲げる事務は、本部直轄事務とする。

2 本部直轄事務を円滑に処理するため、本部長は必要な職員を置くことができる。

(部の組織及び職制)

第7条 国民保護措置を実施するため、別表第2の部を置き、同表に掲げる業務を分担する。

2 部に部長、副部長を置き、それぞれ別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 部長は、本部長の命を受け、部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(本部連絡員)

第8条 本部に本部連絡員を置くこととし、本部員が指名する。

2 本部連絡員は、本部員の指示を受け、各部との連絡調整に当たるものとする。

(本部直轄職員の派遣)

第9条 本部長は、国民保護措置を円滑に実施するため、本部直轄職員を各部に派遣することができる。

(部の運営)

第10条 部の運営に関し必要な事項は、各々が別に定める。

2 部長は、前項に掲げる各部の運営要領等を定めたときは、遅滞なく総務課長に報告するものとする。

(国民保護現地対策本部の設置)

第11条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を設置することができる。

(設置場所)

第12条 現地対策本部の設置場所は、本部長が指定する。

(現地対策本部長、現地対策本部員等)

第13条 現地対策本部に、現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから、本部長が指定する者をもって充てる。

(現地対策本部の所掌事務)

第14条 現地対策本部は、次の各号の事務を所掌する。ただし、本部長から指示のあった事務に限る。

(1) 埼玉県国民保護対策本部との連絡調整

(2) 避難に関すること。

ア 避難路の調整

イ 自主防災組織が実施する避難への協力

(3) 救護に関すること。

ア 避難施設での救援

イ 物資集積地における応援物資の仕分

ウ 物資集積地から避難施設までの輸送路の調整及び輸送

エ 被災者の捜索及び救助

(4) 道路等必要な応急復旧対策の実施

(5) 安否情報、武力攻撃災害情報の収集

(6) ボランティアとの連携に関すること。

(7) その他国民保護措置に必要な事務

(現地対策本部会議)

第15条 現地対策本部長は、国民保護措置を実施するため、必要に応じ、現地対策本部会議を招集し、主宰する。

2 現地対策本部会議は、現地対策本部長、現地対策本部員で構成する。

(現地対策本部の運営)

第16条 現地対策本部の運営に関し必要な事項については、現地対策本部長が別に定める。

(職員の配備体制及び活動内容等)

第17条 国民保護措置を実施する職員の配備体制は、次のとおりとする。

配備区分	配備基準	活動内容	参集職員
警戒体制	町内で武力攻撃事態等の発生が予測され、総務課長が必要と認めた場合	主として情報の収集等の活動を行う。	あらかじめ指定された職員
緊急体制	町内で武力攻撃事態等が発生し、又は大規模な武力攻撃災害の発生が予測される場合で、知事が必要と認めた場合	武力攻撃災害の状況の調査及び必要な応急対策等を実施する。	あらかじめ指定された職員
非常体制	対策本部が設置された場合	組織及び機能の全てを挙げて国民保護措置を実施する。	全職員

(動員計画)

第18条 職員の動員計画については、部長又は現地対策本部長に充てられる者が、別表第3に掲げる動員基準に従い、別に定める。

(国民保護措置の実施体制)

第19条 武力攻撃事態等が発生した直後の国民保護措置は、部又は現地対策本部に参集した者全員で実施し、その後事態の状況に応じて、次の各項に定める体制により実施する。

2 部長は、部に所属する職員を、次に掲げる要員に構成するものとする。

- (1) 本部が行うこととされている業務に従事する「本部要員」
 - (2) 通常業務に従事する「通常業務実施要員」
 - 3 現地対策本部長は、現地対策本部に所属する職員を、次に掲げる要員に編成するものとする。
 - (1) 現地対策本部の業務に従事する「現地対策本部要員」
 - (2) 通常業務に従事する「通常業務実施要員」
 - 4 本部要員、現地対策本部要員は、24時間体制での対策実施が可能となるように交代制を導入する。
(非常体制時の職員参集)
- 第20条 職員は、大規模な武力攻撃災害等の発生のため所定の配備につくことができないときは、現地対策本部が設置される事務所、その他県の地域機関又は市町村役場に参集する。
(準用)
- 第21条 第3条から前条までの規定は、鳩山町緊急対処事態対策本部について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条	鳩山町国民保護対策本部	鳩山町緊急対処事態対策本部
第4条(1)	国民保護対策本部長	緊急対処事態対策本部長
第4条(2)	国民保護対策副本部長	緊急対処事態対策副本部長
第4条(3)	国民保護対策本部員	緊急対処事態対策本部員
第5条 第6条 第7条 第9条 第14条 第15条 第17条 第19条	国民保護措置	緊急対処事態保護措置
第11条	国民保護現地対策本部	緊急対処事態現地対策本部
第14条	埼玉県国民保護対策本部	埼玉県緊急対処事態対策本部
第17条 第19条	武力攻撃事態等	緊急対処事態
第14条 第17条 第20条	武力攻撃災害	緊急対処事態による災害

(部の活動の未開始又は中止)

- 第22条 緊急対処事態対策本部長は、緊急対処事態の状況により、特定の部の活動が必要ないと認めるときは、当該部の業務を開始させないこと又は業務を中止させることができる。
(委任)

- 第23条 この訓令に定めるもののほか、鳩山町国民保護対策本部及び鳩山町緊急対処事態対策本部に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日訓令第3号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年2月7日訓令第5号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年2月9日訓令第4号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第6条関係)

本部直轄事務

- 1 国民保護に関する情報の収集に関すること
- 2 国民保護対策本部の設置、運営に関すること
- 3 県からの指示及び県への要請並びに連絡調整に関すること
- 4 他の市町村への要請及び連絡調整に関すること
- 5 自主防災組織への指示及び要請並びに連絡調整に関すること

- 6 指定公共機関、指定地方公共機関への要請及び連絡調整に関する事
- 7 警報の通知に関する事
- 8 避難の指示に関する事
- 9 避難経路の決定に関する事
- 10 緊急通報の発令に関する事
- 11 退避の指示に関する事

別表第2（第7条関係）

部の組織及び職制

部名	部長	副部長	主な業務
渉外部	総務課長	総務課課長補佐又は主幹	県への要望に関する事 県町村会、警察・消防に関する事 職員の健康等に関する事 その他渉外に関する事
報道財政部	政策財政課長	税務会計課長 政策財政課課長補佐又は主幹	国民保護対策予算に関する事 税の徴収猶予・減免措置に関する事 生活関連物資等の価格の安定措置に関する事 義損金等の受入に関する事 私立学校の武力攻撃災害対策について その他財政に関する事 報道機関に対する発表に関する事 国民保護に関する広報全般に関する事 都内通勤・通学者に対する情報提供に関する事 インターネットによる情報発信に関する事 安否情報の収集、提供に関する事 その他報道に関する事 災害等情報相談に関する事
食料物資部	産業振興課長	上下水道課長	水・食料の調達に関する事 物資（水・食料）集積地の指定及び管理に関する事 飲料水の確保、供給に関する事 応援物資（水・食料）の受入れに関する事 救護物資（水・食料）の仕分、配分に関する事 その他物資（水・食料）に関する事 物資（生活必需品）の調達に関する事 物資集積地（生活必需品）の指定及び管理に関する事 応援物資（生活必需品）の受入れに関する事 救護物資（生活必需品）の仕分、配分に関する事 その他物資（生活必需品）に関する事
環境対策部	地域創生環境課長	地域創生環境課課長補佐又は主幹	武力攻撃災害による廃棄物処理に関する事 水質汚濁対策に関する事

			<p>消防法（昭和23年法律第186号）に規定する危険物の安全確保に関する事 放射線物質の安全確保に関する事 高圧ガス・火薬類の安全確保に関する事 毒劇物の安全確保に関する事 防疫に関する事 その他環境保全・危険物対策に関する事 動物愛護、猛獣対策に関する事 埋・火葬の調整に関する事</p>
<p>救援福祉部</p>	<p>長寿福祉課長</p>	<p>長寿福祉課課長補佐又は主幹</p>	<p>避難施設の決定に関する事 避難施設の運営に関する事 ボランティアに関する事 武力攻撃災害時要援護者対策に関する事 各種福祉施設の応急対策に関する事 社会福祉協議会との連絡調整に関する事 その他救護に関する事 医療・助産に関する事 医療救護班の編成、派遣に関する事 医薬品等の確保、供給に関する事 保健衛生に関する事 飲料水、食品の衛生管理に関する事 日本赤十字社埼玉県支部、県・比企医師会等との連絡調整に関する事 その他医療に関する事</p>
<p>応急復旧・住宅対策部</p>	<p>まちづくり推進課長</p>	<p>まちづくり推進課課長補佐又は主幹</p>	<p>道路、橋梁等の応急対策に関する事 河川の応急対策に関する事 町施設の応急復旧に関する事 町学校施設の応急復旧に関する事 その他応急復旧に関する事 応急仮設住宅の建設工事に関する事 応急危険度判定に関する事 住宅関係障害物の除去作業支援に関する事 下水道施設の応急対策に関する事 公園の利用に関する事 その他住宅対策に関する事</p>
<p>文教部</p>	<p>教育委員会事務局長</p>	<p>教育委員会事務局局長補佐又は主幹</p>	<p>児童、生徒の安全の確保並びに保健衛生に関する事 県教育委員会との調整に関する事 学用品の確保、調達に関する事 授業料の減免措置に関する事 文化財の保護に関する事 その他教育に関する事</p>
<p>輸送部</p>	<p>町民健康課長</p>	<p>町民健康課課長補佐又は主幹</p>	<p>避難住民、救援物資の輸送に関する事 輸送事業者との連絡調整に関する事</p>

			と 輸送手段の調達に関する事 避難路の決定に関する事 救援物資輸送路の決定に関する事 その他輸送に関する事
議会部	議会事務局長	会計管理者	議会に関する事

別表第3（第18条関係）

職員の動員基準

名称	警戒体制	緊急体制	非常体制
直轄	課長補佐職以上	主任職以上	全職員
渉外部			
報道財政部			
食料物資部			
環境対策部			
救護福祉部			
応急復旧・住宅対策部			
文教部			
輸送部			
議会部			

第5 鳩山町危機対策会議設置要綱

平成18年2月28日訓令第1号

庁中一般
各出先機関

改正

平成26年12月10日訓令第8号
平成30年3月30日訓令第14号
令和4年2月7日訓令第4号
令和6年2月9日訓令第2号

鳩山町危機対策会議設置要綱

(設置)

第1条 町民の生命、身体若しくは財産に重大な被害を及ぼす事故等、町民の生活に重大な被害を及ぼす事案又は町の経済若しくは経済に重大な被害を及ぼす事案等（以下「危機」という。）が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、迅速な情報の収集を図るとともに、対応策を検討するため、鳩山町危機対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策会議は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 危機情報の収集に関すること。
- (2) 危機対応策の検討に関すること。
- (3) その他必要な危機対策に関すること。

(構成)

第3条 対策会議は、議長、副議長及び委員をもって構成する。

- (1) 議長は、町長とする。
- (2) 副議長は、副町長及び教育長とする。
- (3) 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- (4) 議長は、前号に掲げる者のほか、関係機関等の必要と認める者を委員とすることができる。

(会議)

第4条 対策会議は議長が招集し、主宰する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときには、その職務を代理する。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(開設期間等)

第5条 町長は、危機の発生等に際し、総務課長からの報告を受け、緊急に対応の必要があると認めるときに対策会議を開設する。ただし、危機対策本部又は災害対策本部が開設されるときはこの限りでない。

- 2 委員は、対策会議における町長の指示等を踏まえ、所管事務に係る対策を講じるものとする。
- 3 町長は、危機による被害の拡大するおそれが解消したと認めるとき又は危機対策本部若しくは災害対策本部が開設されたときに、対策会議を閉鎖する。

(庶務)

第6条 対策会議の庶務は、総務課が処理する。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
(鳩山町緊急テロ対策連絡会議設置要綱の廃止)
- 2 鳩山町緊急テロ対策連絡会議設置要綱（平成13年鳩山町訓令第7号）は廃止する。

附 則（平成26年12月10日訓令第8号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月30日訓令第14号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月7日訓令第4号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月9日訓令第2号）

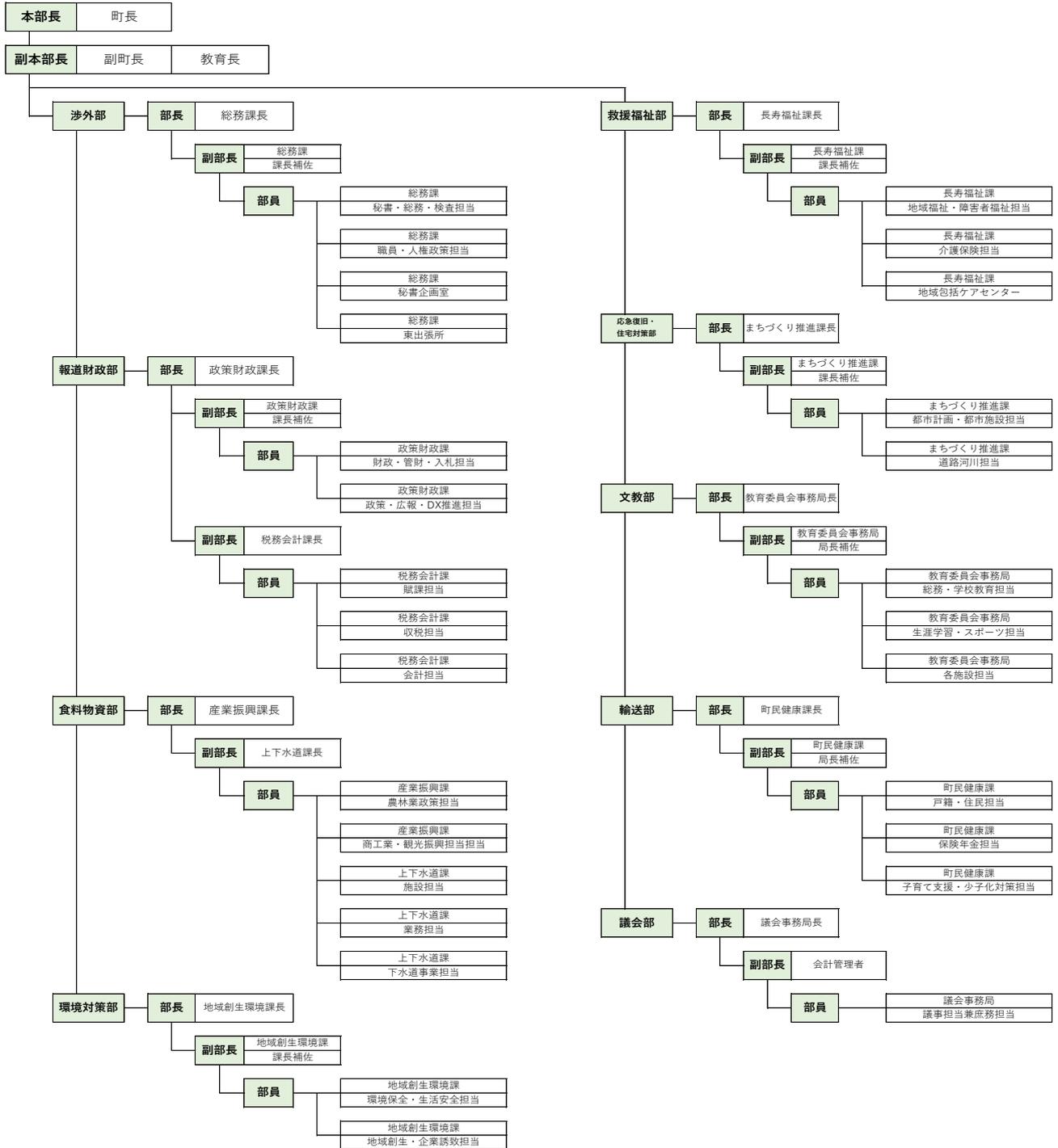
この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総務課長、政策財政課長、税務会計課長、町民健康課長、長寿福祉課長、地域創生環境課長、産業振興課長、まちづくり推進課長、会計管理者、上下水道課長、議会事務局長、教育委員会事務局長及び総務課課長補佐

第6 連絡網図

武力攻撃事態対処時（国民保護対策本部）組織表【連絡網図】



第7 初動における情報集約シート

年 月 日 時 分 時点

■ミサイル落下後、被害が予想される場合に優先して収集すべき災害情報			
確認	項目		
	緊急要請状況 <input type="checkbox"/> 119番 <input type="checkbox"/> 110番		
	火災の有無 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) 延焼状況 ()		
	要救助者(人的被害)の有無 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) 状況や症状 逃げ遅れ (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) 脱出不能 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) NBC兵器の可能性等 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)		
	危険の有無 崩落 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) 倒壊 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) 臭気 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) 感電等 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)		
	応援要請の有無 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)		
■被害状況情報収集の項目			
確認	被害区分	収集項目	担当部
	◎人的被害	(西入間広域消防組合、鳩山分署) 負傷者： 名 搬送者： 名	渉外部
	◎人的被害	(西入間警察署) 死者： 名	渉外部
	◎人的被害	避難に配慮が必要な者 <input type="checkbox"/> 避難に支援を要する者(町社会福祉協議会)： 名 <input type="checkbox"/> 障がい者： 名 <input type="checkbox"/> 要医療者 人工透析患者： 名 医薬品服用者： 名 電源を伴う医療機器装着者等： 名 <input type="checkbox"/> 出産月に該当する妊婦、乳幼児： 名 <input type="checkbox"/> 外国人： 名	救援福祉部
	○人的被害	避難者： 名	救援福祉部
	住家被害	件	応急復旧・住宅対策部
	非住家被害	件	応急復旧・住宅対策部
	◎保健・衛生施設被害	病院、廃棄物処理施設： 件 墓地・霊園： 件 火葬場： 件 ※病院を優先する。	救援福祉部
	○商工業関係被害	大型店舗： 件 ホテル： 件 飲食店： 件 劇場： 件 工場： 件 特殊店舗： 件 ※防火対象物で規模の大きいものから優先する。	環境対策部
	社会福祉施設被害	福祉施設： 件 障害者施設： 件	救援福祉部
	児童福祉施設被害	保育園： 件 幼稚園： 件 認定こども施設： 件	救援福祉部

	○学校教育施設被害	小・中学校： 件 高校： 件 ※避難施設を優先する。	文教部
	○社会教育施設被害	公民館、文化会館、体育館、図書館等： 件 ※避難施設を優先する。	文教部
	○都市施設被害	公園： 件 ※避難施設を優先する。	応急復旧・住宅対策部
	農林水産業被害	千円	環境対策部
■被害状況情報収集対象・ライフライン関係			
確認	被害区分	被害掌握機関等	担当部
	◎電気施設	東京電力パワーグリッド 停電： 件	応急復旧・住宅対策部
	○ガス施設	坂戸ガス、ガス協会 障害情報（ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ）	応急復旧・住宅対策部
	◎電信電話	N T T東日本 障害情報（ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ）	応急復旧・住宅対策部
	○上水道施設	町上下水道課 被害情報（ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ）	環境対策部
	下水道施設	毛呂山・越生・鳩山下水道組合 町上下水道課 被害情報（ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ）	環境対策部
	道路・橋梁	荒川上流河川事務所 越辺川出張所 埼玉県東松山県土整備事務所 道路： 箇所 橋梁： 箇所	応急復旧・住宅対策部
	河川	荒川上流河川事務所 越辺川出張所 被害情報（ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ）	応急復旧・住宅対策部
	○危険物貯蔵施設	西入間広域消防組合 被害情報（ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ）	渉外部

※◎○がついている項目を優先して収集（◎→○の順）

■注意事項

<ミサイル落下後、被害が予想される場合に優先して収集すべき災害情報>

【初動における情報収集のポイント】

- 初動段階では、災害の全体像、被害の規模感を把握することに全力を尽くす。被害に関する細かい数値は、第2報以降に順次収集する。
- 災害の全体像を把握する中で、初動で特に意識すべき情報は、安全・危険に関する情報と応援の要否の2点
- 住民避難等に係る内容や、他機関の連携・調整が必要と認められる見込みがある場合は、積極的に現地調整所を設置し、職員の派遣を行う。(職員の安全確保に最大限配慮が必要)
- 情報収集手段は、通常の通信手段に加えて、インターネットの情報を活用するなど、広く情報を収集していく。
- 関係施設等に連絡がつかないこともひとつの情報である。連絡がついた情報のみでなく、連絡がつかなかった場所をどう追跡し核にしていくかも大きなポイントである。甚大な被害が発生しており、連絡がつかない可能性もあることから、可能性が否定されるまで追跡し続けること。

<被害状況情報収集の項目>・<被害状況情報収集対象・ライフライン関係>

【考え方】

- 人的被害の把握を最優先で行う。
- 施設被害は、発生した場合に短時間のうちに人的被害につながる可能性の高い施設を優先する。
- 避難に特に配慮を要する者(以下「要配慮者という。」)の対応は、初動の段階で担当を分けて個別に進捗を管理することが望ましい。

第8 避難施設一覧

名称	町丁目名・番（番地）・号	緊急一時避難施設 ※1	地下施設 ※2
亀井小学校	大字泉井323-4	○	-
今宿小学校	大字赤沼370	-	-
鳩山小学校	鳩ヶ丘1-16-1	-	-
鳩山中学校	大字熊井2024-1	-	-
県立鳩山高等学校	松ヶ丘4-1-2	○	-
東京電機大学鳩山キャンパス	大字石坂456-23	-	-
亀井農村センター	大字須江190-1	-	-
中央公民館石坂分館	大字石坂875-17	-	-
町民体育館	鳩ヶ丘5-16-2	○	-
多世代活動交流センター	松ヶ丘4-1-1	○	-
今宿コミュニティセンター	大字赤沼2601	○	-
泉井交流体験エリア	大字泉井524-1	○	-

※1 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用する鉄筋コンクリート造（RC造）及び鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）である施設及び地下施設。

※2 緊急一時避難施設のうち避難可能な地下フロアがある施設。

第9 北朝鮮による弾道ミサイル発射に伴う落下物への対応要領について

事 務 連 絡
平成29年8月16日

各都道府県国民保護担当部局長 殿

消防庁国民保護・防災部
参 事 官
国民保護運用室長

北朝鮮による弾道ミサイル発射に伴う落下物への対応要領について

北朝鮮半島情勢の緊張が高まる中、新型中距離弾道ミサイル「火星12」によるグアム島周辺への包囲射撃計画が発表され、日本列島上空を通過することが宣言されております。

万一、弾道ミサイル発射に伴い一部の部品等が日本領土内に落下した場合、何らかの有毒物質が含まれている可能性があるため、下記のとおり、基本的な対応要領についてお知らせいたします。

なお、弾道ミサイル燃料には、通常、ジメチルヒドラジンが含まれていることも想定されることから、別添1のとおり、ジメチルヒドラジンの性状等につきましても併せてお知らせいたします。

また、貴都道府県内の市区町村及び消防機関に対しまして、この旨周知していただきますようお願いいたします。

記

- 1 落下物には有害な燃料が付着している場合も考えられるため、不用意に近づくことなく、必要な防護措置を講じて当面の対応を行うとともに、速やかに検知能力を有する関係機関に通報し、毒性の有無の確認を要請する。
- 2 毒性がないと確認できた場合は通常の消防活動を実施する。
- 3 毒性が認められた場合は、引き続き、防護措置を講じた上で安全確保に留意しつつ対応可能な消防活動を実施する。
- 4 落下地域周辺に人家がある場合には、防災行政無線等により速やかに住民に情報提供するとともに落下物に近づかないよう呼びかけるなどの措置を講じる。

周囲の状況や検知結果などから、毒性が強いと判断される場合は、防護措置ゾーン外への退避又は屋内退避など必要な措置を講じる。なお、防護措置ゾーンについては、当初漏洩物が大量であることを想定し設定するとともに、じ後、ガス検知等の結果に基づき区域を縮小する。なお、ジメチルヒドラジンへの防護活動等については、別添2「ジメチルヒドラジンに対する初期離隔及び防護活動について」を参考とし、物質が特定できない場合については「平成28年度消防・救助活動の高度化検討会報告書」を参考とし活動する。

- 5 消防活動に際しては、関係機関との連携を十分図れるよう相互の連絡先、連携要領及び支援の要請手順等について事前に調整を実施しておく。

問合せ先

【BC災害消防活動関係】

参事官付 布川 松浦

TEL: 03-5253-7507 FAX: 03-5253-7576

【国民保護関係】

防災課国民保護運用室 細美 久保田

TEL: 03-5253-7551 FAX: 03-5253-7543

「ジメチルヒドラジン」の性状・対応等について

1 性状

- (1) 物理的特性
 - ・比重 0.8 引火点 -15°C 発火温度 249°C 爆発限界 2~95% 水溶性
 - ・特徴的な臭気ある無色で発煙性の吸湿性液体。空気に曝露すると黄色になる。
- (2) 物理的・化学的な危険性
 - ・蒸気は空気より重く、地面又は床に沿って移動することあり。遠距離引火の可能性あり。
 - ・空気に触れると自然発火することがある。
 - ・燃焼すると有毒な窒素酸化物、アンモニア等を生成する。
 - ・プラスチックを侵す。
- (3) 健康に関する危険性
 - ・蒸気の吸入により、灼熱感、呼吸困難、吐き気、胃痙攣、嘔吐、息切れの症状を示すことがある。心不全、呼吸不全、肝臓壊死、肺水腫を生じることもある。
 - ・経皮吸収により、皮膚熱傷、皮膚の痛み、目の痛み・かすみ・発赤・重度の熱傷・視力喪失の症状を示すことがある。
 - ・経口摂取により、体内に吸収され、のどの痛み、胃痙攣、嘔吐、意識喪失の症状を示すことがある。

2 対応上の留意点

- (1) 全般
 - ・消防機関等の検知器等で、ジメチルヒドラジンの存在が否定されるまでの間は、ジメチルヒドラジンが存在するものとして対応する。
 - ・十分な装備がない者は、可能な限り早期に防護措置ゾーン外に退避（避難）する。（別添2「ジメチルヒドラジンに対する初期離隔及び防護活動について」参照）
- (2) 必要な装備
 - ・空気呼吸器及び化学防護服を着装し、防火衣を重ね着する。
 - ・陽圧式防護服は、耐熱性が低いとともに、陽圧のため、防火衣の重ね着が不可能なため、使用は困難である。
 - ・（化学防護服とは別の）一部メーカーの簡易型防護服はヒドラジンに対応可能である。
- (3) 火災への対応
 - ・引火点が低いため、警戒区域内で裸火、火花等を発生させない。
 - ・水噴霧放水（又は耐アルコール性泡消火薬剤の放水）を行う。
 - ・消火の効果がないおそれのある場合（消防力に比して火勢が極めて優勢な場合など）は、散水（蒸気濃度を低下させる効果がある。）を行う。
 - ・出来るだけ離れた風上の位置から消火活動を行う（燃焼しているヒドラジンが大量の場合は、かなりの輻射熱となる。
 - ・低地に留まらない。

(4) 飛散（火災がない場合）

- ・飛散物に触れたり、その中を歩いたりしない。
- ・可能であれば、乾燥した土・砂や不燃材料で吸収させて密閉式の容器に移す。おがくずやその他の可燃性吸収物質に吸収させてはならない。
- ・飛散物を集めるときに工具等を使用する場合は、きれいな耐電防止工具を用いる。
- ・可能であれば、飛散物の流失を防止するせきを作製する。
- ・可能であれば、蒸気濃度を低下させるため、散水を行う。

(5) 除染

- ・汚染された衣服や靴を脱がせ、暴露した皮膚や眼を流水で 20 分以上洗浄する。
- ・暴露した皮膚を石けんと水で洗浄する。この場合には、除染シャワーやポンプ自動車等の水を活用する。
- ・汚染された衣服は、（火災の危険があるため）十分な水ですすぎ洗いをする。

(6) 応急処置

- ・医師に速やかに連絡する。
- ・二次曝露を防止するため、毒性物質による傷病者の処置は、十分な装備の消防隊員等が行うか、傷病者の十分な除染後に行う。
- ・傷病者を危険のない新鮮な空気のところへ移し、安静を保つ。
- ・物質への曝露（吸入、摂取、皮膚接触）の影響が遅れて現れることがある。

注 ロケット燃料としては、「ヒドラジン」、「ジメチルヒドラジン」の両方が利用されている。両物質を比較して、より危険性の高いジメチルヒドラジンの性状・対応等について記した。ヒドラジンの基本的な対応は、ジメチルヒドラジンと同様の対応で可能である。

(参考文献)

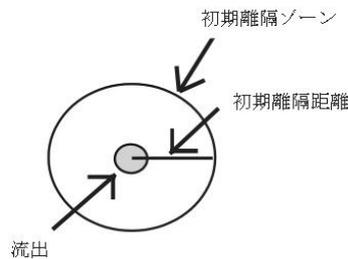
- ・国際化学物質安全性カード（国連の WHO（世界保健計画）、UNEP（国連環境計画）、ILO（国際労働機関）が共同で進めている IPCS（国際化学物質安全性計画）により作成されている化学物質の情報の国際的標準）
- ・平成 28 年度消防・救助技術の高度化等検討会報告書（平成 29 年 3 月消防庁 国民保護・防災部参事官付）

ジメチルヒドラジンに対する初期離隔及び防護活動について

《参考》平成 28 年度消防・救助技術の高度化等検討会報告書（平成 29 年 3 月消防庁
国民保護・防災部参事官付）
資料 2 「緊急時応急措置指針 2016 (2016Emergency Response Guidebook)」

1. 初期退避

まずは、初期離隔ゾーンを設定し、全ての人をゾーン外へ退避させる。初期離隔ゾーンは、危険物質の漏洩箇所の中心からの同心円で設定される。同心円の半径（初期離隔距離）については、下表を参照。なお、この区域内でも、風下側では危険性がより高い。



2. 防護活動

次に、防護措置ゾーン（防止対策ゾーン）を設定し、このゾーン外への退避又は屋内退避を行う。防護措置ゾーンは、危険物質の流出箇所の風下側の一定の距離の区域で設定される。この距離については、下表を参照。

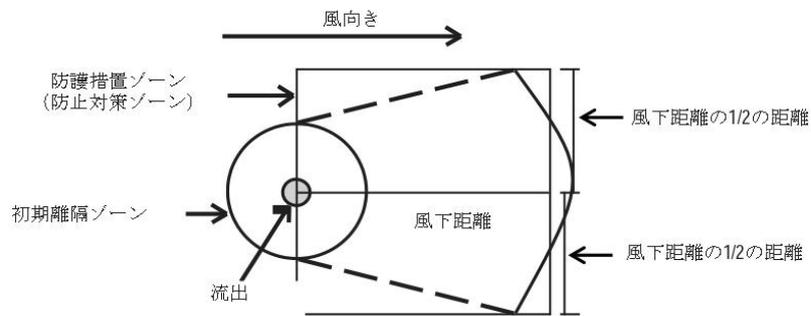


表 初期離隔・防護距離(ジメチルヒドラジンの場合)

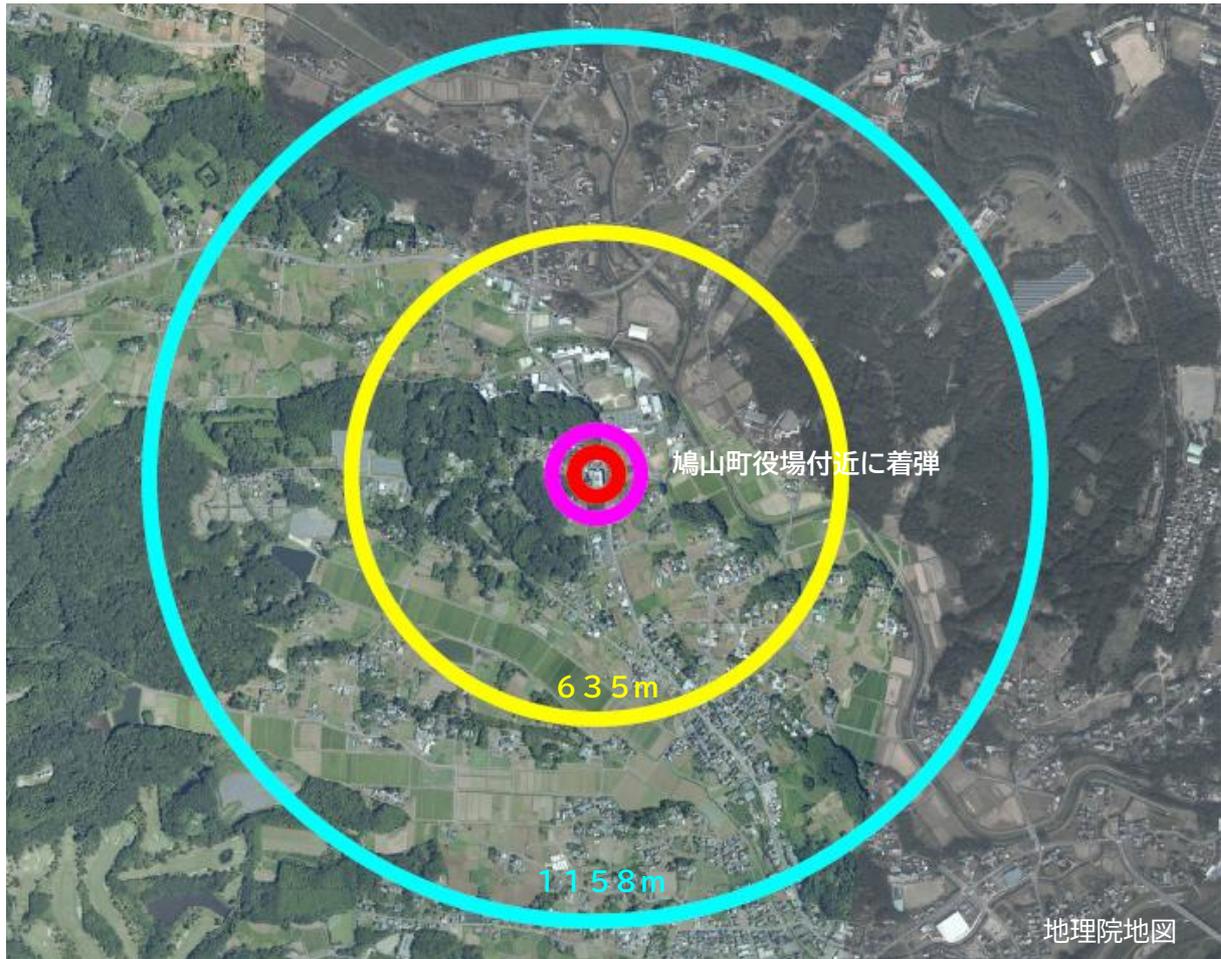
大量流出の場合		
初期離隔距離	防護活動の風下距離	
	日中	夜間
100 m	1.1 km	2.2 km

第10 ノドンミサイル着弾時の影響及び範囲

種類	爆薬重量	建物破壊	死亡	重症	軽傷	安全距離
ノドン	約 1,000kg	30m	60m	118m	635m	1,158m 以上
スカッド ER	約 227kg	14m	29m	58m	341m	1,158m

(参照：Jane's Counter Terrorism P35, Jane's Strategic Weapon System)

○鳩山町役場付近に着弾した場合



第11 広報内容の例

<着弾直後>

【ミサイル着弾について】

本日〇時〇分頃、〇〇地区付近にミサイルが着弾しました。
引き続き建物内に留まり、現場に近づかないでください。窓の近くにはいないようにしましょう。
現在、被害状況を確認中です。

- 屋内にいる方：窓から離れ、窓のない部屋へ移動してください。
- 屋外にいる方：建物の中又は地下へ避難してください。
- 火災が発生している場合：直ちに火元から離れ、身の安全を確保してください。

<化学剤等の可能性がある場合>

着弾地点付近では、原因不明の臭気や煙が発生している可能性があります。
外にいる方は、直ちに近くの頑丈な建物へ避難してください。
屋内にいる方は、窓を全て閉め、換気扇やエアコンを止め、目張りをして外気を遮断してください。
できるだけ上の階へ避難してください。
決して現場に近づかず、警察や消防の指示に従ってください。

【汚染が疑われる方へ】

目の充血、咳込み、かゆみなどがある方は、以下の処置を行ってください。

- 1.脱ぐ：汚染された衣服等を脱ぎ、ビニール袋に入れて密封・隔離してください。
うかつに脱ぐと、皮膚に衣服の汚染された部分が触れるおそれがあります。特に頭からかぶる服を着ている場合には、はさみを使用して切り裂いてから、ビニール袋に密閉しましょう。その後、水と石
- 2.洗浄：せっけんで手、顔、体をよく洗いましょう。目を数分間水で流しましょう。

<被害状況の報告と沈静化>

ミサイル着弾による被害についてお知らせします。
現在、自衛隊・警察・消防が救助活動を行っています。
SNS 等での不確かな情報に惑わされず、国・県・町役場からの公式発表を確認してください。